六　（略）

七　法第十七条の四第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

八　法第十七条の六に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第一項の規定による確認を受けた防除に係る権限を含む。）

九　法第十八条第一項から第三項までに規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十　法第十九条に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十一　法第二十条に規定する権限（令和四年改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている令和四年改正法の施行前に令和四年改正法第二条の規定による改正前の法第十八条第二項の規定による認定を受けた防除に係る権限を含む。）

十二　法第二十四条の二第一項から第三項までに規定する権限

十三　法第二十四条の五第一項から第三項までに規定する権限

十四　法第二十四条の六に規定する権限

十五　法第二十四条の七第五項から第七項までに規定する権限

十六　法第二十六条第一項に規定する権限

十七　法第二十八条の二に規定する権限

十八　第二条第二十四号及び第二十五号に規定する権限

十九　（略）

二十　第七条第二号に規定する権限（届出の受理に係るものに限る。）

二十一　第八条第二号に規定する権限（届出の受理に係るものに限る。）

二十二～二十四　（略）

二十五　第二十三条第一項及び第二項に規定する権限

二十六　第二十三条の二に規定する権限

二十七　第二十四条第一項及び第三項に規定する権限

二十八　第二十五条に規定する権限

二十九　第二十六条第一項及び第三項に規定する権限

三十　第二十九条の二に規定する権限

三十一　第二十九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

三十二　第二十九条の四に規定する権限

| 主務大臣の権限 | 地方支分部局の長 |
|---|---|
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長 |
| 環境大臣の権限 | 地方環境事務所長 |

**別表第二**　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

| 項 | 種類名 |
|---|---|
| （略） | |

備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

六　（略）

（新設）

七　法第十八条第一項から第三項までに規定する権限

（新設）

八　法第十九条に規定する権限

九　法第二十条に規定する権限

十　法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する権限

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

十一　（略）

（新設）

十二　第八条第二号に規定する権限（法第五条第一項の許可を受けていることを明らかにするための措置内容の届出の受理に係るものに限る。）

十三～十五　（略）

（新設）

（新設）

十六　第二十四条第二項に規定する権限

（新設）

十七　第二十六条第二項に規定する権限

（新設）

十八　第二十九条の二に規定する権限

十九　第二十九条の三に規定する権限

| 主務大臣の権限 | 地方支分部局の長 |
|---|---|
| 農林水産大臣の権限 | 地方農政局長 |
| 環境大臣の権限 | 地方環境事務所長 |

**別表第二**　未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）

| 項 | 種類名 |
|---|---|
| （略） | |

備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。